主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人稲村良平の上告理由について。

原審の事実認定は挙示の認拠によつて肯認し得、かかる事案関係の下において、 被上告人は、本件不動産所有権の取得について登記を経由しなくとも、その取得を もつて上告人に対抗し得るものとした原審の判断は正当である。 それ故、論旨は採 用し得ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	=	田	松	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	隅	大	裁判官